(資料2)

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し

統一的な運用を図るための基準に盛り込むべき事項(案)の項目

1 基本的な考え方 2 特定秘密の指定 (1) 指定の要件(法第3条第1項及び別表関係) ア 別表該当性 イ 非公知性 ウ 特段の秘匿の必要性 エ 留意事項 (2) 指定の有効期間の設定(法第4条第1項関係) (3) 指定手続(法第3条第2項関係) 3 特定秘密の指定の解除等 (1) 指定の有効期間の延長(法第4条第2項から第4項関係) (2) 指定の解除(法第4条第7条関係)

(3) 指定が解除された特定秘密が記録された行政文書等で保存期間が満了したものの取扱い(法第

4条第6項関係)

- 4 適性評価の実施
 - (1) 評価対象者(法第12条第1項及び第15条第1項関係)
 - (2) 適性評価の手続(法第12条第2項から第4項及び第15条第2項関係)
 - ア 評価対象者に対する告知と評価対象者の同意の取得
 - イ 評価対象者による「適性評価質問票」の提出
 - (3) 評価の基準 (法第12条第1項・第2項及び第15条関係)
 - (4) 結果及び理由の通知(法第13条及び第15条第2項関係)
 - (5) 適性評価に関する個人情報の保管(法第16条関係)
 - (6) 苦情の申出に対する対応(法第14条及び第15条第2項関係)
 - (7) 留意事項
- 5 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況の報告等(法第18条第3項及び第19条 関係)
 - (1) 内閣総理大臣への報告
 - (2) 情報保全諮問会議への報告(法第18条第3項)
 - (3) 国会への報告及び公表(法第19条)
- ※ チェック機関との関係
 - (1) 保全監視委員会(仮称)
 - (2) 独立公文書管理監(仮称)と、その下に置かれる情報保全監察室(仮称)